

新旧対照表〔太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱Ⅰ（お預かりプラン）〕

現 行（2025年4月1日実施）	改正後（2026年1月1日実施）	備 考（変更理由等）
太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱Ⅰ（お預かりプラン） 1 適用条件 この「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱Ⅰ（お預かりプラン）」（以下、「付帯要綱」といいます。）は、次のいずれにも該当し、4（付帯要綱にもとづく契約の申込み）で定義する付帯契約が成立した発電者に適用いたします。 （1）当社と、「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱」（以下、「原要綱」といいます。）にもとづく受給契約（以下、「原受給契約」といいます。）を締結し、その原受給契約が再エネ特措法の対象とならないこと。 （2）（1）の原受給契約を締結後、その原受給契約が原要綱22（受給料金、代理制御調整金および解体等積立金額の算定）にもとづく最初の料金の算定を完了していること。 なお、原要綱7（受給契約および系統連系受電契約の成立および契約期間）（2）イなお書に該当する場合は、この限りではありません。 （3）当社が、原要綱にもとづき、低圧で受電する電気であること。 （4）原受給契約の対象発電設備が太陽光発電設備であること。 （5）太陽光発電設備が、その発電された電気を発電場所と同一の需要場所において自ら使用することを目的として設置されていること。 （6）当社の会員制WEBサイト「ぐっとずっと。クラブ」の会員であり、会員登録後、原要綱22（受給料金、代理制御調整金および解体等積立金額の算定）にもとづく料金の算定を完了していること。 （7）他の「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱」にもとづく付帯契約を締結していないこと。	太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱Ⅰ（お預かりプラン） 1 適用条件 この「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱Ⅰ（お預かりプラン）」（以下、「付帯要綱」といいます。）は、次のいずれにも該当し、4（付帯要綱にもとづく契約の申込み）で定義する付帯契約が成立した発電者に適用いたします。 （1）当社と、「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱」（以下、「原要綱」といいます。）にもとづく受給契約（以下、「原受給契約」といいます。）を締結し、その原受給契約が再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間を満了していること。 （2）（1）の原受給契約を締結後、その原受給契約が原要綱22（受給料金、代理制御調整金および解体等積立金額の算定）にもとづく最初の料金の算定を完了していること。 なお、原要綱7（受給契約および系統連系受電契約の成立および契約期間）（2）イなお書に該当する場合は、この限りではありません。 （3）当社が、原要綱にもとづき、低圧で受電する電気であること。 （4）原受給契約の対象発電設備が太陽光発電設備であること。 （5）太陽光発電設備が、その発電された電気を発電場所と同一の需要場所において自ら使用することを目的として設置されていること。 （6）当社の会員制WEBサイト「ぐっとずっと。クラブ」のポイント会員であり、会員登録後、原要綱22（受給料金、代理制御調整金および解体等積立金額の算定）にもとづく料金の算定を完了していること。 （7）他の「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱」にもとづく付帯契約を締結していないこと。	文意明確化 文意明確化
2 定義 この付帯要綱において用いる用語は、別に定めのない限り、原要綱に定める意味によるものといたします。	2 要綱の変更 この付帯要綱において用いる用語は、別に定めのない限り、原要綱に定める意味によるものといたします。	
3 付帯要綱の変更 当社は、契約期間満了前であっても付帯要綱を変更することがあります。この場合には、付帯要綱に定める事項は、変更後の付帯要綱によります。 なお、この場合、当社は、付帯要綱の変更について、当社ホームページ上でのお知らせ等、適切な方法により、発電者にお知らせいたします。	3 付帯要綱の変更 当社は、契約期間満了前であっても付帯要綱を変更することがあります。この場合には、付帯要綱に定める事項は、変更後の付帯要綱によります。 なお、この場合、当社は、付帯要綱の変更について、当社ホームページ上でのお知らせ等、適切な方法により、発電者にお知らせいたします。	
4 付帯要綱にもとづく契約の申込み 発電者が新たに付帯要綱にかかる契約（以下、「付帯契約」といいます。）を希望される場合は、あらかじめ付帯要綱の内容を承認のうえ、原則として、当社が指定する当社WEBサイトから申込みをしていただきます。	4 付帯要綱にもとづく契約の申込み 発電者が新たに付帯要綱にかかる契約（以下、「付帯契約」といいます。）を希望される場合は、あらかじめ付帯要綱の内容を承認のうえ、原則として、当社が指定する当社WEBサイトから申込みをしていただきます。	

現 行（2025年4月1日実施）	改正後（2026年1月1日実施）	備 考（変更理由等）
5 付帯契約の成立および付帯契約期間 （１）付帯契約は、原則として、付帯契約の申込み後、１（適用条件）を満たした時点で成立したものといたします。 なお、付帯契約の申込み時点で、すでに１（適用条件）を満たしている場合には、原則として、申込日に成立したものといたします。 （２）付帯契約の期間は、付帯契約が成立した日から付帯契約成立の日が属する年度の末日までといたします。 （３）付帯契約の期間満了に先だって、発電者と当社のいずれからも、付帯契約の終了について申入れを行わない場合は、付帯契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 なお、７（付帯契約の終了）および８（付帯契約の解約）により付帯契約が終了した場合は、この限りではありません。	5 付帯契約の成立および付帯契約期間 （１）付帯契約は、原則として、付帯契約の申込み後、１（適用条件）を満たした時点で成立したものといたします。 なお、付帯契約の申込み時点で、すでに１（適用条件）を満たしている場合には、原則として、申込日に成立したものといたします。 （２）付帯契約の期間は、付帯契約が成立した日から付帯契約成立の日が属する年度の末日までといたします。 （３）付帯契約の期間満了に先だって、発電者と当社のいずれからも、付帯契約の終了について申入れを行わない場合は、付帯契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 なお、７（付帯契約の終了）および８（付帯契約の解約）により付帯契約が終了した場合は、この限りではありません。	
6 受特典の進呈 付帯契約が成立した発電者に対して、原要綱１６（受給料金）に定める料金の支払いに加え、特典として、次のプレミアムポイントおよびボーナスポイントを進呈いたします。 なお、初回に進呈するプレミアムポイントおよびボーナスポイントは、付帯契約が成立した日の直後の検針日において確定する受給電力量および使用電力量にもとづき算定いたします。 （１）プレミアムポイントの進呈 原受給契約におけるその１月の受給電力量１キロワット時あたり１ポイントのエネルギーポイントを、プレミアムポイントとして進呈いたします。 （２）ボーナスポイントの進呈 イ 原受給契約の発電場所と同一の需要場所において、当社と次のいずれかの契約種別の電気需給契約を締結し、当該電気需給契約が１（適用条件）（６）の会員情報に紐付けされている場合には、プレミアムポイントに加算して、ボーナスポイントを進呈いたします。 （イ）ぐっとずっと。プラン（スマートコース、シンプルコース、ナイトホリデーコース、電化Styleコース、おひさまシフトコース） （ロ）時間帯別電灯（エコノミーナイト） （ハ）ファミリータイム〔プランⅠ〕〔プランⅡ〕 ロ ボーナスポイントは次のとおり、算定いたします。 （イ）当該電気需給契約の契約種別が、ぐっとずっと。プラン（ナイトホリデーコース、電化Styleコース、おひさまシフトコース）、ファミリータイム〔プランⅠ〕〔プランⅡ〕または時間帯別電灯（エコノミーナイト）の場合 原受給契約におけるその１月の受給電力量とナイトタイム（時間帯別電灯（エコノミーナイト）においては夜間時間、おひさまシフトコースにおいてはよるタイム）の使用電力量のうち、いずれか少ない方の電力量に対し、当該電力量１キロワット時あたり１ポイントのエネルギーポイントを、ボーナスポイントとして進呈いたします。 なお、受給電力量とナイトタイムの使用電力量が同量の場合には、受給電力量に対し、当該電力量１キロワット時あたり１ポイントのエネルギーポイントを、ボーナスポイントとして進呈いたします。	6 受特典の進呈 付帯契約が成立した発電者に対して、原要綱１６（受給料金）に定める料金の支払いに加え、特典として、次のプレミアムポイントおよびボーナスポイントを進呈いたします。 なお、初回に進呈するプレミアムポイントおよびボーナスポイントは、付帯契約が成立した日の直後の検針日において確定する受給電力量および使用電力量にもとづき算定いたします。 （１）プレミアムポイントの進呈 原受給契約におけるその１月の受給電力量１キロワット時あたり１ポイントのエネルギーポイントを、プレミアムポイントとして進呈いたします。 （２）ボーナスポイントの進呈 イ 原受給契約の発電場所と同一の需要場所において、当社と次のいずれかの契約種別の電気需給契約を締結し、当該電気需給契約が１（適用条件）（６）の会員情報に紐付けされている場合には、プレミアムポイントに加算して、ボーナスポイントを進呈いたします。 （イ）ぐっとずっと。プラン（スマートコース、シンプルコース、ナイトホリデーコース、電化Styleコース、おひさまシフトコース） （ロ）時間帯別電灯（エコノミーナイト） （ハ）ファミリータイム〔プランⅠ〕〔プランⅡ〕 ロ ボーナスポイントは次のとおり、算定いたします。 （イ）当該電気需給契約の契約種別が、ぐっとずっと。プラン（ナイトホリデーコース、電化Styleコース、おひさまシフトコース）、ファミリータイム〔プランⅠ〕〔プランⅡ〕または時間帯別電灯（エコノミーナイト）の場合 原受給契約におけるその１月の受給電力量とナイトタイム（時間帯別電灯（エコノミーナイト）においては夜間時間、おひさまシフトコースにおいてはよるタイム）の使用電力量のうち、いずれか少ない方の電力量に対し、当該電力量１キロワット時あたり１ポイントのエネルギーポイントを、ボーナスポイントとして進呈いたします。 なお、受給電力量とナイトタイムの使用電力量が同量の場合には、受給電力量に対し、当該電力量１キロワット時あたり１ポイントのエネルギーポイント	

現 行（2025年4月1日実施）	改正後（2026年1月1日実施）	備 考（変更理由等）
（ロ）当該電気需給契約の契約種別が、ぐっとずっと。プラン（スマートコース、シンプルコース）の場合 原受給契約におけるその1月の受給電力量と使用電力量のうち、いずれか少ない方の電力量に対し、当該電力量1キロワット時あたり1ポイントのエネルギーポイントを、ボーナスポイントとして進呈いたします。 なお、受給電力量と使用電力量が同量の場合には、受給電力量に対し、当該電力量1キロワット時あたり1ポイントのエネルギーポイントを、ボーナスポイントとして進呈いたします。 （3）プレミアムポイントおよびボーナスポイントは、原則として、検針日の翌日に進呈いたします。	を、ボーナスポイントとして進呈いたします。 （ロ）当該電気需給契約の契約種別が、ぐっとずっと。プラン（スマートコース、シンプルコース）の場合 原受給契約におけるその1月の受給電力量と使用電力量のうち、いずれか少ない方の電力量に対し、当該電力量1キロワット時あたり1ポイントのエネルギーポイントを、ボーナスポイントとして進呈いたします。 なお、受給電力量と使用電力量が同量の場合には、受給電力量に対し、当該電力量1キロワット時あたり1ポイントのエネルギーポイントを、ボーナスポイントとして進呈いたします。 （3）プレミアムポイントおよびボーナスポイントは、原則として、検針日の6営業日後に進呈いたします。	中国電力ネットワーク株式会社から当社に提供される、余剰電力の実績データ提供スケジュールの変更に伴う見直し
7 付帯契約の終了 （1）発電者が付帯契約の終了を希望される場合は、3月の検針日の翌日から4月の検針日の前日までに、当社が指定する当社WEBサイトから申し出ていただきます。当社は、原則として、発電者から申し出された時点で付帯契約を終了いたします。 （2）（1）により付帯契約を終了させる場合、付帯契約終了日の直前の検針日から付帯契約の終了日までの期間の受給電力量等に対して、6（特典の進呈）の特典は進呈いたしません。 （3）（1）により付帯契約を終了させる場合、発電者と当社のいずれからも申し出がないときは、原受給契約は継続されるものといたします。	7 付帯契約の終了 （1）発電者が付帯契約の終了を希望される場合は、3月の検針日の翌日から4月の検針日の前日までに、当社が指定する当社WEBサイトから申し出ていただきます。当社は、原則として、発電者から申し出された時点で付帯契約を終了いたします。 （2）（1）により付帯契約を終了させる場合、付帯契約終了日の直前の検針日から付帯契約の終了日までの期間の受給電力量等に対して、6（特典の進呈）の特典は進呈いたしません。 （3）（1）により付帯契約を終了させる場合、発電者と当社のいずれからも申し出がないときは、原受給契約は継続されるものといたします。	
8 付帯契約の解約 （1）次のいずれかに該当する場合には、当社は、発電者にあらかじめお知らせすることなく付帯契約を解約いたします。 イ 1（適用条件）を満たさなくなった場合 ロ 原受給契約が消滅した場合 ハ 発電者が反社会的勢力となった場合 ニ 発電者が反社会的行為を行った場合 （2）（1）により付帯契約が解約となった場合、付帯契約の解約日の直前の検針日から付帯契約の解約日までの期間の受給電力量等に対して、6（特典の進呈）の特典は進呈いたしません。 （3）（1）イにより付帯契約が解約となった場合で、発電者と当社のいずれからも申し出がないときは、原受給契約は継続されるものといたします。	8 付帯契約の解約 （1）次のいずれかに該当する場合には、当社は、発電者にあらかじめお知らせすることなく付帯契約を解約いたします。 イ 1（適用条件）を満たさなくなった場合 ロ 原受給契約が消滅した場合 ハ 発電者が反社会的勢力となった場合 ニ 発電者が反社会的行為を行った場合 （2）（1）により付帯契約が解約となった場合、次に掲げる受給電力量等のいずれに対しても、6（特典の進呈）の特典は進呈いたしません。 イ 付帯契約の解約日の直前の検針日から解約日までの期間の受給電力量等 ロ 付帯契約の解約日の直前の検針日の前の検針日から解約日の直前の検針日の前日までの期間の受給電力量等（付帯契約の解約日までに、かかる期間の受給電力量等に対して特典を進呈されていない場合に限ります） （3）（1）イにより付帯契約が解約となった場合で、発電者と当社のいずれからも申し出がないときは、原受給契約は継続されるものといたします。	（1）による付帯契約の解約に伴う特典進呈不可の対象範囲の明確化
9 その他 付帯要綱に定めのない事項については、原要綱および「ぐっとずっと。クラブ」会員規約によるものといたします	9 その他 付帯要綱に定めのない事項については、原要綱および「ぐっとずっと。クラブ」会員規約によるものといたします	

現 行（2025年4月1日実施）	改正後（2026年1月1日実施）	備 考（変更理由等）
附 則	附 則	
1 実施期日 この要綱は、2 0 2 5 年 4 月 1 日から実施いたします。	1 実施期日 この要綱は、2 0 2 6 年 1 月 1 日から実施いたします。	

以 上